



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年7月1日（金） 第10014号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則（総務課）	2
公 告	
○農地を利用する権利を設定する裁定（農業構造政策課）	3
○土地改良区清算人等の退任の届出（農村整備課）	3
選挙管理委員会告示	
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	4
人事委員会公告	
○令和4年度群馬県職員採用Ⅲ類試験の実施	4
○令和4年度群馬県職員採用試験（社会人経験者）の実施	6
○令和4年度群馬県職員採用試験（就職氷河期世代）の実施	8
○令和4年度群馬県警察官B等採用試験の実施	10
落 札	
○落札者等の決定（特別支援教育課）	13
正 誤	
○令和4年3月1日付け公告（建築課）	13

■ 規 則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年七月一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第三十九号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項の表新型コロナウイルスワクチン接種推進局の部県営ワクチン接種センター運営課の項中「接種センター」第一係、接種センター」第二係、「を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月1日

群馬県知事 山 本 一 太

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
館林市上早川田町字村東161番	田	991	（亡）赤坂勝治

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和4年8月1日	令和14年7月31日まで （10年）	51,530円 （年額5,200円／10a）

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局（太田支局）に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局（太田支局）において、供託された補償金の還付を請求することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のとおり清算法人境下武士土地改良区清算人等の退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和4年7月1日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	清算人 監事 の別	区 分	氏 名	住 所
境下武士	清算人	退 任	高木誠	伊勢崎市境下武士1039番地
	同	同	高木文子	同 同 1041番地2

同	同	井上大吉	同	同	1051番地
同	同	長谷川壯	同	同	1134番地3
同	同	高木賢	同	同	1149番地5
同	同	中島啓	同	同	1239番地2
同	同	茂木明	同	同	1343番地
同	同	柳田豊之	同	同	1349番地
同	同	石原純一	同	同	甲1429番地
同	同	石原眞一郎	同	同	1497番地
同	同	根岸重雄	同	同	2727番地1
監事	同	栗原昌広	同	同	1066番地12
同	同	高田耀允	同	同	1120番地1
同	同	高柳賢治	同	同	1140番地3

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第43号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月1日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表2の項中「特別養護老人ホームシンフォニー 同 井野町915-2」を
 「特別養護老人ホームシンフォニー 同 井野町915-2」を
 「特別養護老人ホーム天界園
 特別養護老人ホーム天界園
 特別養護老人ホーム寿楽園
 小規模特別養護老人ホーム双
 ニー 同 井野町915-2
 同 下佐野町553
 同 下佐野町553 に、「サービス付き高齢者向け住宅ららさぎのみや 同 鷺宮592-
 同 田町71
 樹園 同 和田町8-16」
 2」を「サービス付き高齢者向け住宅ららさぎのみや 同 鷺宮592-2
 介護付有料老人ホームななかまど 同 松井田町土塩759-1」に改める。

■ 人事委員会公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和4年度群馬県職員採用Ⅲ類試験（高校卒業程度）を次のとおり行います。

令和4年7月1日

群馬県人事委員会委員長 森田均

- 1 試験区分及び採用予定人員 行政事務（6名程度）、警察事務（3名程度）、学校事務（5名程度）、森林（2名程度）、農業（4名程度）、畜産（2名程度）、電気（1名程度）及び総合土木（4名程度）
- 2 職務内容
 - (1) 行政事務 知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
 - (2) 警察事務 警察本部又は警察署等に勤務し、警察事務に従事します。
 - (3) 学校事務 県立学校又は市町村立学校等に勤務し、学校事務（学校図書館事務を含む。）に従事します。
 - (4) 森林、農業、畜産、電気及び総合土木 知事部局、企業局等に勤務し、専門的知識をいかした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務に従事します。
- 3 受験資格
 - (1) 年齢及び学歴 平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、学歴は問いません。
 - (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法第16条に該当する人
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 4 試験日及び場所
 - (1) 第1次試験 令和4年9月25日（日）

群馬県立前橋高等学校（前橋市下沖町321番地の1）
群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町二丁目19番1号）
群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番地の4）
群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）
 - (2) 第2次試験 令和4年10月21日（金）から同年11月8日（火）までの間に群馬県庁で実施の予定（詳細は、第1次試験合格通知書でお知らせします。）
- 5 試験種目
 - (1) 第1次試験
 - ア 教養試験（択一式）
 - イ 専門試験（択一式。森林、農業、畜産、電気及び総合土木のみ実施）
 - (2) 第2次試験
 - ア 人物試験
 - イ 作文試験
- 6 申込手続、受付期間等
 - (1) 申込手続

原則、インターネットにより申し込んでください。
県職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込み（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。
インターネットによる申込みが困難な場合には、令和4年8月15日（月）までに群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2745）に問い合わせてください。

(2) 受付期間

ア 令和4年8月5日（金）から同月23日（火）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

ウ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(3) 受験票の送付

ぐんま電子申請受付システムにより令和4年9月9日（金）頃受験票を発送します。同月16日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2745）に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、令和5年4月1日（土）の予定です。

8 給与

職員採用Ⅲ類試験に合格して採用された人の給料月額は、短期大学卒業者にあつては164,700円、高等学校卒業者にあつては153,900円（いずれも令和4年4月1日現在）です。

ただし、採用前に職歴のある人等は、一定の基準により増額されます。

なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他

(1) 申込後は、試験区分の変更はできません。また、同一日に第1次試験を実施する試験・選考考査との重複申込みはできません。

(2) 令和4年9月9日（金）頃、受験に関する留意事項及び健康状態申告書を県職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）に掲載します。必ず事前に確認し、健康状態申告書を各自で印刷・記入の上、第1次試験当日に持参してください。

(3) 試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和4年度群馬県職員採用試験（社会人経験者）を次のとおり行います。

令和4年7月1日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

1 試験区分及び採用予定人員 行政事務（22名程度）、森林（3名程度）、農業（6名程度）及び総合土木（6名程度）

2 職務内容

(1) 行政事務 知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。

(2) 森林、農業及び総合土木 知事部局、企業局等に勤務し、専門的知識をいかした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務に従事します。

3 受験資格

- (1) 年齢等 昭和52年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、令和4年7月31日の時点において、5年以上の職務経験を有する人（職務経験は、人事委員会が定める要件を満たすものに限りませぬ。）
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法第16条に該当する人
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）
 - エ 現在、群馬県の職員である人（会計年度任用職員、任期付職員及び臨時職員を除く。）

4 試験日及び場所

- (1) 第1次試験 令和4年9月25日（日）
 - 群馬県立前橋高等学校（前橋市下沖町321番地の1）
 - 群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町二丁目19番1号）
 - 群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番地の4）
 - 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）
- (2) 第2次試験 令和4年10月22日（土）及び同月23日（日）に群馬県庁で実施の予定
- (3) 第3次試験 令和4年11月19日（土）又は同月20日（日）に群馬県庁で実施の予定

5 試験種目

- (1) 第1次試験
 - ア 教養試験（択一式）
 - イ 専門試験（択一式。森林、農業及び総合土木のみ実施）
- (2) 第2次試験
 - ア 人物試験
 - イ 論文試験（論文試験の採点は、第3次試験で行います。）
- (3) 第3次試験 人物試験

6 申込手続、受付期間等

- (1) 申込手続

原則、インターネットにより申し込んでください。

県職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込み（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

インターネットによる申込みが困難な場合には、令和4年8月5日（金）までに群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。
- (2) 受付期間
 - ア 令和4年7月20日（水）から同年8月15日（月）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。
 - イ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

ウ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(3) 受験票の送付

ぐんま電子申請受付システムにより令和4年9月9日（金）頃受験票を発行します。同月16日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、令和5年4月1日（土）の予定です。

8 給与

この試験に合格して採用された人の給料月額は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年群馬県人事委員会規則第4号）の規定に基づき決定します。

なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他

(1) 申込後は、試験区分の変更はできません。また、同一日に第1次試験を実施する他の試験区分・選考考査との重複申込みはできません。

(2) 令和4年9月9日（金）頃、受験に関する留意事項及び健康状態申告書を県職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）に掲載します。必ず事前に確認し、健康状態申告書を各自で印刷・記入の上、第1次試験当日に持参してください。

(3) 試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和4年度群馬県職員採用試験（就職氷河期世代）を次のとおり行います。

令和4年7月1日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

1 試験区分及び採用予定人員 行政事務（3名程度）

2 職務内容 知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。

3 受験資格

(1) 年齢等 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人で、令和4年7月31日の時点において、職務経験が5年未満である人（職務経験は、人事委員会が定める要件を満たすものに限り、）

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又

はこれに加入した人

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

エ 現在、群馬県の職員である人（会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員を除く。）

4 試験日及び場所

(1) 第1次試験 令和4年9月25日（日）

群馬県立前橋高等学校（前橋市下沖町321番地の1）

群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町二丁目19番1号）

群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番地の4）

群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）

(2) 第2次試験 令和4年10月23日（日）及び同年11月14日（月）に群馬県庁で実施の予定

5 試験種目

(1) 第1次試験

ア 教養試験（択一式）

(2) 第2次試験

ア 人物試験

イ 作文試験

6 申込手続、受付期間等

(1) 申込手続

原則、インターネットにより申し込んでください。

県職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込み（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

インターネットによる申込みが困難な場合には、令和4年8月5日（金）までに群馬県人事委員会事務局任用係（027-226-2744）に問い合わせてください。

(2) 受付期間

ア 令和4年7月20日（水）から同年8月15日（月）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

ウ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(3) 受験票の送付

ぐんま電子申請受付システムにより令和4年9月9日（金）頃受験票を発行します。同月16日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、令和5年4月1日（土）の予定です。

8 給与

この試験に合格して採用された人の給料月額は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32

年群馬県人事委員会規則第4号)の規定に基づき決定します。

なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他

- (1) 同一日に第1次試験を実施する他の試験区分・選考考査との重複申込みはできません。
- (2) 令和4年9月9日（金）頃、受験に関する留意事項及び健康状態申告書を県職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）に掲載します。必ず事前に確認し、健康状態申告書を各自で印刷・記入の上、第1次試験当日に持参してください。
- (3) 試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和4年度群馬県警察官B等採用試験を次のとおり行います。

令和4年7月1日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

- 1 試験区分及び採用予定人員 警察官B（男性）（17名程度）、警察官B（女性）（7名程度）、警察官A（男性）第2回（7名程度）及び警察官A（女性）第2回（2名程度）
- 2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。
- 3 受験資格
 - (1) 年齢及び学歴
 - ア 警察官B（男性） 平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。
 - (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した人又は令和5年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
 - (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
 - イ 警察官B（女性） 平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する人を除く。
 - (ア) 大学を卒業した人又は令和5年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
 - (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
 - ウ 警察官A（男性）第2回 平成元年4月2日以降に生まれた男性で、かつ、次のいずれかに該当する人
 - (ア) 大学を卒業した人又は令和5年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
 - (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
 - エ 警察官A（女性）第2回 平成元年4月2日以降に生まれた女性で、かつ、次のいずれかに該当する人
 - (ア) 大学を卒業した人又は令和5年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
 - (イ) 人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
 - (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法第16条に該当する人
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- (イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

4 試験日及び場所

- (1) 第1次試験 令和4年9月18日（日）

群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番4号）

群馬県警察学校（前橋市元総社町80番5号）

群馬県立前橋商業高等学校（前橋市南町四丁目35番1号）

群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）

- (2) 第2次試験 令和4年10月に前橋市内で実施の予定（試験の詳細は、第1次試験の合格通知書で通知します。）

- (3) 第3次試験 令和4年11月に群馬県庁で実施の予定（試験の詳細は、第2次試験の合格通知書で通知します。）

5 試験種目

- (1) 第1次試験

ア 教養試験（択一式）

イ 論（作）文試験（論（作）文試験の採点は、第2次試験で行います。）

ウ 資格技能審査

- (2) 第2次試験

ア 人物試験

イ 体力検査

- (3) 第3次試験

ア 人物試験

イ 身体外形検査

ウ 身体精密検査

- (4) 身体外形検査には、次の合格基準があります。

ア 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。

イ 色覚 職務遂行に支障がないこと。

ウ 聴力 職務遂行に支障がないこと。

エ 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

6 申込手続、受付期間等

- (1) 受験案内の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、群馬県警察本部（前橋市大手町一丁目1番1号）、県内の各警察署、交番及び駐在所、群馬県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階）並びにぐんまちゃん家（東京都中央区銀座七丁目10番5号 The ORB Luminous）で配布します。

イ 郵送で受験案内を請求する場合は、表に赤で「警察官B等試験受験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの）を同封の上、群馬

県警察本部警務課まで請求してください。

(2) 申込手続 原則、インターネットにより申込みを行ってください。インターネットによる申込みが困難な場合には、郵送により申込みを行ってください。

ア インターネットによる場合 県職員・警察官採用情報ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>) にアクセスして、「インターネット申込み（電子申請）」をクリックし、ぐんま電子申請受付システムから内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要な事項を記入し、受験票に63円切手を貼り、群馬県警察本部警務課に郵送してください。郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「警察官〇〇申込」（〇〇には、試験区分を記入）と書いてください。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、令和4年7月27日（水）から同年8月15日（月）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、令和4年7月27日（水）から同年8月16日（火）までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

エ 本申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等での送付はできません。

オ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、群馬県警察本部警務課で最初に受付をしたものを有効とします。

(4) 受験票の送付

ア インターネットにより申込みをした場合 令和4年8月29日（月）頃、ぐんま電子申請受付システム上で受験票を交付しますが、同年9月5日（月）までに受験票がダウンロードできない場合は、群馬県警察本部警務課（電話027-243-0110 内線2652）にお問い合わせください。

イ 郵送により申込みをした場合 令和4年8月29日（月）頃受験票を発送しますが、同年9月5日（月）までに届かない場合は、群馬県警察本部警務課（電話027-243-0110 内線2652）にお問い合わせください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、群馬県警察本部長からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、令和5年4月1日（土）の予定です。

8 給与 警察官B採用試験に合格して採用された人の給料月額（地域手当含む。100円未満切捨て）は、短期大学卒業者にあつては201,800円、高等学校卒業者にあつては186,600円です。また、警察官A採用試験に合格して採用された人の給料月額（地域手当含む。100円未満切捨て）は、219,200円です。ただし、大学院を卒業した人、採用前に民間企業等に勤務したことのある人等は、一定の基準により増額されます。

なお、このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他

(1) 申込後の試験区分の変更はできません。また、同一日に実施する試験・選考考査の重複申込みはできません。

- (2) 令和4年8月29日（月）頃、受験に関する留意事項及び健康状態申告書を県職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）に掲載します。必ず事前に確認し、健康状態申告書を各自で印刷・記入の上、第1次試験当日に持参してください。
- (3) 試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年7月1日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県立特別支援学校における学習用端末追加整備委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局特別支援教育課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年5月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 リコージャパン株式会社 マーケティング本部 群馬支社L A事業部 群馬県前橋市元総社町527番地3
- 5 随意契約に係る契約金額 108,515,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

■ 正 誤

○公告正誤

令和4年3月1日付け公告（令和4年木造建築士試験の実施）

発行番号	ページ	行	誤	正
第9980号	65	23	高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1	ヤマダグリーンドーム前橋 前橋市岩神町1-2-1

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111